

○財務省告示第三百四十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十五年十月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十一月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第四十

二 発行の根拠 回） 財政法（昭和二十二年法律第三

三 法律及びその 十四号）第四条第一項及び特別

四 法律第二十三号）第四十六条第

五 一項

六 社債、株式等の振替に関する法

七 律（平成十三年法律第七十五号）

八 以下「振替法」という。）の規定

九 の適用を受けるものとし、その

十 振替機関は日本銀行とする。

十一 価格を競争に付して行われる入

十二 札（以下「価格競争入札」とい

十三 う。）による発行（以下「価格競

十四 争入札発行」という。）の価格競

十五 争入札と同時に行われる入札で

十六 あつて、財務大臣が各国債市場

十七 特別参加者ごとに応募限度額を

十八 定めるものによる発行（以下「国

十九 債市場特別参加者・第I非価格

二十 競争入札発行」という。）及び価

二十一 格競争入札の募入の決定をした財

二十二 務大臣が行われる入札であつて、財

二十三 務大臣が各国債市場特別参加者

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

五

方募

イ

ロ

国債市場参加者

特別参加者

非競争入札

競争入札

行及び市場

債市参加者

別参加者

・第II非

価格競争

入札行争額

価格競争

入札行争額

入札行争額

ごとの応募限度額を定めるもの
に よる 発行 第II 以下 国債市場
に よる 発行 第II 以下 国債市場
別 参加者 第II 以下 国債市場
発行 とうい う。 価格競争 入札

各申込みの応募額を割り当てる。
も の か ら そ の うち 応募 額 を 順 次 割 り
当てる。 各 応募 額 を 割 り 当 て る 。
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 応募 額 を 割 り 当 て る 。
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 応募 額 を 割 り 当 て る 。

六

イ

ロ

発

国債市場参加者

特別参加者

非競争入札

競争入札

行及び市場

債市参加者

別参加者

・第II非

価格競争

入札行争額

価格競争

入札行争額

入札行争額

入札行争額

額面金額で五千四百六十億
う ち 基 づ き 発 行 し た 利 付 千 圓
定 い は づ 額 十 萬 圓 特 別 会
つ い は づ 額 十 萬 圓 特 別 会
億 七 千 二 百 四 十 六 万 圓
計 関 する 基 本 法 第 十 六 条 第 一
項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付
千 圓 特 別 会
万 圓 特 別 会
特 別 会
条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 千 圓 特 別 会

十
三

十
一
ロ

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 行
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格

一 額 五 額
銭 面 銭 面
金 以 金
額 上 額
百 の 百
円 そ 円
に れ に
つ ぞ つ
き れ き
百 の 百
三 応 三
円 募 円
四 価 三
十 格 十

(一) 年
一
八
パ
ー
セ
ン
ト
は、募入決定の通知を受け、
式により、算出した金額を、
十号の規定する日、額を、
むものとする。期に払い込

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.8}{100} \times \frac{25}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録さるもの
座に記載は、前記の算式に
より算出た金額から、該金
額に百分の二十・三、該債
を發行した時に、又は、
が非居住者に、又は、
るが、
場合に、
は、
前記、
(一)の
算式
にあ

十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
初期利子	第二期以後の利子	償還金額	償還金額	元利支	払場所	入札参加者
払込期日	払込期日	払込期日	払込期日	払込期日	払込期日	払込期日

より算出した金額に当該非居
 住者又は外国人が適用を受
 ける所得税の税率を乗じた金
 額を控除することができる。
 平成二十六年三月二十日を
 期とし、次の算式により算出
 た金額を支払う。ただし、支
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う。以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十
 日を支払期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六月間に属す
 る利子を支払う。
 平成十五年九月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者
 平成二十五年十月十五日